

ひとり親世帯を支援するために給付金を支給します。

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

■低所得の子育て世帯に対する 子育て生活支援給付金（ひとり親世帯分）の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。



○ 対象

次のいずれかに該当する人

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給した
- ②公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限ります。
（過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が公的年金などの受給により全額停止すると推測される人も対象）
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている



○ 支給額

児童1人当たり一律5万円

○ 申請方法および支給時期（上記「対象」の該当番号に対応しています）

- ①申請不要です。6月30日（木）に児童扶養手当の振込口座に振り込み済みです。
- ②③7月19日（火）～令和5年2月28日（火）の受付期間中に子育て応援課までお越しいただくか、ご連絡ください。
該当する人には、直接窓口で手続きしていただけます。申請内容を審査の上、支給決定を行った後に指定口座に振り込みます。支給時期は、申請日の翌月以降を予定しています。
※審査は愛知県が行うため、支給までに時間がかかります。ご承知おきください。
※申請には、要件確認のための書類が必要です。



○ 要件確認時必要書類（上記「対象」の該当番号に対応しています）

- ②令和2年中に支給された年金額がわかる書類（年金通知書、振込額がわかる通帳）、令和2年中の収入額がわかる書類（本人および同住所にお住いの親族分）
なお、申請者本人および同住所にお住いの親族全ての人の収入が、それぞれ児童扶養手当の支給制限限度額を下回ることが条件となります。
- ③令和2年2月以降の任意の1カ月の収入額がわかる書類（本人および同住所にお住いの親族分）
※年間見込収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当の支給制限限度額を下回るほど減少したかなどを確認します。

○ その他

低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援給付金（ひとり親以外のその他世帯分）の支給要件や申請方法などについては、決まり次第広報とうごう8月号および町ホームページでお知らせします。